

## 第7回教育委員会会議

1 日時 令和4年4月26日（火） 午後3時30分～午後4時30分

2 場所 大阪市役所本庁舎屋上階 P1共通会議室

### 3 出席者

多田 勝哉	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員
大竹 伸一	委員
栗林 澄夫	委員
三木 信夫	教育次長
御栗 一智	東成区担当教育次長
塩屋 幸男	東住吉区担当教育次長
大継 章嘉	教育監
川本 祥生	総務部長
上原 進	学校環境整備担当部長
忍 康彦	教務部長
福山 英利	指導部長
飯田 明子	生涯学習部長
江野 一	学校運営支援センター所長
村川 智和	総務課長
花月 良祐	学事課長
武井 宏蔵	施設整備課長
中野下豪紀	教職員人事担当課長
比嘉 直子	生涯学習担当課長
栗信雄一郎	教育ICT担当課長

松浦 令 教育政策課長  
有上 裕美 教育政策課長代理  
ほか指導主事、担当係長、担当係員

#### 4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に平井委員を指名
- (3) 案件

議案第54号 大阪市社会教育委員の委嘱について

議案第55号 令和5年度校長公募について

議案第56号 職員の人事について

報告第6号 市会提出予定案件（その17）（学校設置条例の一部改正）

報告第7号 市会提出予定案件（その18）（堀川小学校建設工事請負契約の一部変更）

報告第8号 市会提出予定案件（その19）（学校教育ICT活用事業 教育情報利用パソコン等機器一式買入（第1ブロック・第2ブロック～第4ブロック））

協議題第8号 特別免許状を活用した教員採用選考の実施について

なお、議案第55号から第56号、報告第6号から第8号、協議題第8号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

#### (4) 議事要旨

議案第54号「大阪市社会教育委員の委嘱について」を上程。

飯田生涯学習部長からの説明要旨は次のとおりである。

社会教育委員については、社会教育法ならびに大阪市社会教育委員条例に基づき、社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会の諮問に応じ意見を具申する等の職務を行うため設置されており、社会教育関係団体の関係者、あるいは学識経験者等から構成されている。

4月27日付けで一部委員の任期が満了することに伴い、令和4年4月28日付けで2名の委

員について新規委嘱、3名の委員について再委嘱をしたいと考えている。新規委嘱者について、元大阪成蹊大学教職教育推進本部こども教育支援センター長の前田都陽子氏の後任として、大阪教育大学特任教授の松永尚子氏を、また、大阪市青少年指導員連絡協議会会長、南條真弘氏の後任として、同会の推薦により副会長の山下親善氏を、それぞれ新たに委嘱したい。次に、関西大学文学部教授の赤尾勝己氏、日本労働組合総連合会大阪府連合会大阪市地域協議会副議長の小林拓矩氏、また、はぐくみネットコーディネーターの吉田典子氏については、第1期目の任期が満了となるが、大阪市社会教育委員条例第4条第3項に基づき再委嘱してまいりたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第6号「市会提出予定案件（その17）」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本案件は、西区の堀江中学校をもと西高等学校跡へ移転することに伴い、位地変更のための学校設置条例の改正が必要となるものである。今後、大阪市会でのご審議をお願いする必要がある。なお、速やかに市会上程の手続きを行う必要があったことから、教育長による急施専決を行ったため、本日もご報告させていただく。改正の趣旨及び理由について、移転先となるもと西高等学校は、本市の普通科系高等学校について長期的な今後の少子化の進行への対応を図るため、平成29年7月の教育委員会会議において、普通科系高等学校の再編整備の方向性についてご議決いただき、西高等学校、南高等学校、扇町総合校等高校を再編し桜和高等学校を開校することとし、本年4月1日に開校した府立桜和高等学校に再編移転するため、西高等学校については空き施設となったところである。また、堀江中学校については、この間、生徒数が増加しており、今後も生徒数の増加が見込まれる一方、現校地ではこれ以上の校舎増築などの対応が困難であり、当該中学校の教室不足や施設狭隘化などへの対応が喫緊の課題とされていたところ、空き施設となるもと西高等学校について同中学校の通学区域内に存在し、施設や校地面積などの諸条件において移転先として適切であるため、中学校として使用するための所要の改修工事を経て、本年8月より当地に移転することとしたものである。今後のスケジュールについて、5月市会に改正条例案を上程し、8月の移転を予定している。現在の中学校の位置から北西に直線距離にして約500メートル弱程度の位置への移転となる。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 改修工事完了後の令和4年8月に移転するとのことですが、その改修工事はもう着手されているのでしょうか。

【川本総務部長】 校舎としてはほぼそのまま使える状態にありますので、普通教室はほとんどそのまま、特別教室など、中学校と高等学校とで若干教科の関係で違うものについての手を入れるだけです。

【森末委員】 8月に移転するというので、それまでに細かい工事をするというイメージでいいですね。

【川本総務部長】 そうです。

【森末委員】 だからその工事についてはまだ着手はしていないと。間に合うということですね。

【上原学校環境整備担当部長】 工事の期間につきましては、令和4年4月から7月の間で改修工事实施いたします。

【森末委員】 そうすると、その改修工事の契約はもう既に終わっているということですね。小さい工事ですから終わっていて構わないのですが、それで着手ももうされているということですね。

【川本総務部長】 はい。中学校の方は規模の小さい工事ですので契約案件として市会に上程する必要ございません。堀江小学校分校の方は先日の教育委員会会議で工事契約案件をお諮りして、市会に提出済みでございます。

【森末委員】 最近は工事が滞っているとよく聞くので少し心配したのですが、大丈夫ということですね。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第7号「市会提出予定案件（その18）」を上程。

上原学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本案件は、校舎建設工事請負契約を一部変更するもので、変更後の契約予定価格が6億円を超えるために今後市会での審議を経る必要があるが、速やかに市会上程の手続きを行う必要があることから、教育長による急施専決を行ったため、本日も報告申し上げるもの

である。北区の堀川小学校において児童数が急増しており、既存の校舎では教室が不足する見込みであることから校舎を増築するために、当初、令和2年12月に千葉建設工業株式会社と契約金額4億7080万円、工期は令和4年5月20日までで工事請負契約を締結した。その後、地中障害物が確認されたために、その除去等のために契約の一部変更を行い、現在の契約金額は5億9884万円、工期は令和4年10月末までとなっている。その後、令和4年1月に新型コロナウイルスの感染者数が急激に増加したことにより、十分な現場作業員の確保が困難な状況となり、更なる工期の延長が生じる見込みとなった。しかしながら、教育活動への工事の影響などを勘案すれば更なる工期の延長は困難であることから、現場作業員による作業の期間を短縮するべく、内装工事の工法を左官や塗装から化粧ボード貼り等に変更することにより現在の工期内で工事を完成させ、早期に教育環境を改善したいと考えている。変更後の契約金額は、6億3319万8500円となっている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第8号「市会提出予定案件（その19）」を上程。

江野学校運営支援センター所長からの説明要旨は次のとおりである。

本案件は、教育情報利用パソコン、充電保管庫及び電源アダプターの取得に関するものである。これらの調達是一般競争入札により、4月6日に業者決定し、現在仮契約となっている。本件の契約予定価格が7000万円以上であるため、市会の議決が必要である。本市は文部科学省のGIGAスクール構想により、一人ひとりに応じた個別最適化学習に相応しいICT環境を速やかに整備する方針に基づき、1人1台学習者用端末の整備を完了している。その経過としては、平成28年度より学校教育ICT活用事業として全小中学校に基本40台、計約2万台のタブレット端末の設置を行い、その後、GIGAスクール構想により、残りの必要数となる約16万台を設置し、令和2年度末に1人1台の端末の整備が完了したところである。先行して設置していた約2万台のタブレット端末及び充電保管庫については、令和4年12月31日にリース契約期間が満了となることから、新たに整備する必要がある、この度調達するものである。更新にあたり、令和2年度末に整備した約16万台の端末と同様に買い入れ方式にて整備することとし、必要な周辺機器等として充電保管庫と予備用の電源アダプターの買い入れを行う。第1教育ブロックの調達案件について、物件の内訳として、教育情報利用パソコン4505台、充電保管庫141台、電源アダプター4505個について、スカイ

株式会社と契約金額1億5598万円で契約したいと考えている。第2教育ブロックから第4教育ブロックまでの調達案件について、物件の内訳として、教育情報利用パソコン1万7938台、充電保管庫537台、電源アダプター1万7938個について、スカイ株式会社と契約金額6億6968万円で契約したいと考えている。なお、教育ブロックの違いにより2つの案件となっているのは、約16万台を整備した際の端末のOSが2種類あり、それに合わせて本件を調達するためである。一般競争入札の結果、両案件とも同一の業者が契約相手方となっており、それぞれの契約金額を必要な端末の台数で単純に割り戻すと、第1教育ブロックは3万4624円、第2から第4教育ブロックは3万7333円となっている。本件を5月の定例市会に財産の取得の議案として上程し、議決を得たら速やかに契約を締結し、整備を進めてまいりたい。

質疑の概要は次のとおりである。

**【大竹委員】** 第1ブロックと第2から第4ブロックで見ると、一台あたりの価格が3万4000円と3万7000円ということで、約1割、8%ぐらい価格差があるとのこと。同じスカイ株式会社であるのに、なぜこのような差が出るのかももう少し説明していただけますか。

**【江野学校運営支援センター所長】** その点につきましては、入札による各業者の競争の結果と考えておまして、その差が生じた要因については特に業者に対して聴き取り等を行っておりませんが、令和2年の調達に比べまして、価格的には競争の効果が表れた結果であると考えております。

**【大竹委員】** 何かの理由があって第1ブロックと第2ブロックから第4ブロックを分けたということなので、多分積算を事前にやっていると思います。競争入札の結果とのですが、それは元々入札価格が違うということ想定していたのか、そうではなくて入札価格が同じぐらいと想定していたのか説明していただかないと、入札の結果、同じ会社で同じような時期に調達するのにこれだけ価格が違うというのは、何か変に感じるので、そこだけ改めて説明をお願いします。

**【栗信教育ICT担当課長】** 第1教育ブロックと第2から第4教育ブロックは端末のOSの種類が違っておまして、端末と充電保管庫、電源アダプターの入札、調達を別々に行っております。調達の中には初期設定等が含まれておまして、そのOSの違いが業者の初期設定を行うにあたりまして、金額の違いとして反映されているというふうに考えており

ます。

【大竹委員】 最初に費用を積算する時に初期設定にかかる費用が、第1ブロックと第2から第4ブロックでは違うというように予想されてやっていたのかどうかというところですね。入札する前から多分それぐらいの違いがあるだろうということをやっているというならいいのですが、入札の結果こうなりましたという説明だとちょっと納得し難いです。第2から第4ブロックの方がこういうような工程が必要なため高くなるというような元々の積算がなくて、入札の結果だけだと言われると、その後、入札の結果、スカイ株式会社に決まったら、第1ブロックと同じようにもう少し安くなりませんかという交渉もできるのではないかと思うので、その点をもう少し明確にされた方がいいのかなというふうに思います。

【栗信教育ICT担当課長】 繰り返して恐縮ですが、端末の設定という、業者に対してこちらからお願いしている部分で、見えないところがあるのは事実でございます。委員がおっしゃいますように、もう少しそこを突っ込んで、我々として端末の違いによる積算というところは本来行うべきだったかと思いますが、端末の台数だけではなくて、そういった初期設定も含めて業者の方が応じた結果というように理解しております。

【大竹委員】 あまりこれで議論する気はないのですが、もしそうだとすると、例えば第2ブロックから第4だったら1万7000台ということで、業者の方がこれは大変だから金額が高いというのであれば、これも第2ブロック、第3ブロック、第4ブロックと分けて、もっといろいろな業者が入札できるようにした方がもっと安くなったかもしれないのではないのでしょうか。そういうことがあるので、今後とも様々な入札を検討するにあたっては、きちんとした根拠をもってやられた方がよいというふうに思います。

【江野学校運営支援センター所長】 今回いただいたご指摘は、まさにその検討で甘い部分があったように思います。今後また大規模な更新もございますので、そこも含めて、検討してまいりたいと思います。

【大竹委員】 いや、これが悪いと言ったわけではないです。これが妥当かもわからないのですが、要はこれが妥当だということを検証してやっておられますかという確認だけなのです。

【森末委員】 64校分と217校分に調達を分けたという理由を説明されていましたが、分けた説明をもう少し詳しく説明していただきたい。OSが違うとおっしゃったので、どう違うのかということと、第2ブロックから第4ブロックの217校分は分けられなかったのか、

分けようとするれば分けることができたのか。あるいはどういう理由でまとめられたのかというところは今説明できたらしていただけますか。大竹先生がおっしゃったように、やっぱり10%、8%高いというのは相当差がありますので。しかも同じ会社なので。結果としては入札だから仕方がないですが、その理由も分析した上で次回入札する時には分け方などを考えた方がいいのではないかと思います。そういう意味で調達案件を2つに分けられた理由をもう一度説明していただくのと、217校分をまとめられた理由について説明をお願いできますか。

**【栗信教育ICT担当課長】** 2つの調達案件になっているのは、100号の議案につきましては端末のOSがchrome、第2から第4ブロックが101号の議案ですがこれはwindowsというOSの端末になっています。GIGA端末で整備しました16万台を導入する時の議論として、教育委員会としてはマルチOSで、OSがchromeであってもwindowsであっても応札可能というかたちで入札を行ってございまして、その結果、1ブロックについてはchrome、2から4ブロックについてはwindowsということとなりました。今回は以前に整備をしておりました2万台のリースパソコンのリース満了に伴いまして、前回導入しているパソコンのOSを踏まえて入札をいたしましたので、第1ブロックと第2から第4ブロックというふうに分かれております。101号の方の案件について、3つに分けてできたかどうかというところは申し訳ございませんが改めて確認をさせていただきますでしょうか。

**【森末委員】** 1人1台端末の調達の際は、急遽揃えるということになり、契約は結んだけど本当に納入されるのかと冷や冷やしていたという経過を思い出しますが、そうすると、たくさん台数よりも分けた方が応札する方にとってはハードルが低いのかなとか思ったりします。ただ、それがまた別々の業者から調達することが色々な意味で不都合があるというならそれは仕方がないですが、その辺も踏まえて次回については考えていただきたいと思います。今回は入札した結果を覆すわけにもいかないと思います。損害賠償請求ということにもなりますので。ただ、価格がだいぶ違いますので、分析など進めていただきたいと思います。

**【江野学校運営支援センター所長】** はい。ご指摘を踏まえまして、次回の調達にはどういう調達があるべきかたちかというのを含めて検討してまいりたいと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第8号「特別免許状を活用した教員採用選考の実施について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

まず、教員採用における動向について、令和4年度の採用選考において、全国的な競争倍率が平均2.7倍と過去最低になったということだが、本市はそれを下回る2.4倍であった。このような全国的に教員確保をめぐる状況が厳しい中で、令和3年9月下旬に文部科学省が開催をした会議において、入職ルートの多様化や特別免許状制度、教員資格認定試験などの見直しなどについて言及がされた。さらに、今後の本市の採用者数に及ぼす増要素としては、小学校における35人学級の段階的实施に伴う増や、特別支援学級の増が考えられる。このような中で先日策定された本市教育振興基本計画の中で示された9つの基本的な方向の1つとして、深刻化する教員の成り手不足に対応するとともに、多様性を備えたしなやかな教職員組織を整備し、社会に開かれた教育課程の位置付けに取り組むとして、特別免許状の積極的な活用により、教職課程履修者以外の専門性や社会人経験を有する人材を教員として登用する採用選考の新たな特例措置などについて検討や実施をし、多様な人材の採用を進めることが示された。特別免許状とは、大学などの教職課程を履修していないが、担当する教科に関連する専門的な知識、技能や経験を有している人材を教員とするための免許状である。教科に関連する専門的な知識、技能などを評価するため、教科ごとの授与となり、一般的に全教科を担当する小学校での担任とすることは困難であると考えられる。次に特別免許状の授与までの流れについて、採用選考に合格した免許状を有しない人材について、本市教育委員会から府教育委員会に対して申請を行い、府の中で検定を行っていただいで合格となった者に対して、免許状が授与されることになっている。文部科学省は特別免許状授与にかかる具体的な要件について、教科に関する専門分野に関する勤務経験などについて5つの例を挙げているが、令和3年5月11日付けで特別免許状の授与にかかる教職員検定などに関する指針の改定指針を公表して、博士号の学位保有など優れた知識経験などを有することが確認できるなどの場合には、この基準のみによることなく都道府県教育委員会の判断で特別免許状の授与を行うことが適当であるとしたところである。今後のスケジュールについて、人材を輩出する大学などから話を伺い、引き続き、文部科学省などの動向も見ながら制度案を作り、大阪府と協議したいと考えている。また制度案については、協議題として改めてご意見をいただくなどしたいと考えている。その後、令和6年度教員採用選考テストに組み入れるべく、議決をいただく予定である。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 この特別免許状は従来の1年のものではなくて、また別の種類なのでしょうか。

【中野下教職員人事担当課長】 現在、特別免許状については期限が10年でして、普通免許状と同じ期限が付されております。今回、国会で審議がされておりました、通常免許の10年の更新制がなくなるということになり、併せてこの特別免許状の期限もなくなるということで、更新期限のない免許となります。

【平井委員】 特別免許状は府に申請するのですか。

【中野下教職員人事担当課長】 そうでございます。

【平井委員】 これまで特別免許状や臨時免許状のハードルは少し高かったように思うのですが、府との協議はスムーズにいくのでしょうか。

【中野下教職員人事担当課長】 今後協議してまいります。

【平井委員】 せっかく仕組みを作っても、それが活かされなければ意味がないので、その点も含めて検討・協議の方よろしくをお願いします。

【忍教務部長】 わかりました。府と協議して、成案化できるように進めたいと思います。

【栗林委員】 現実には平井先生のおっしゃるとおりだと思います。実際特別免許を取得して教えたというのは極端に少ないはずですが、実際に特別免許というのを教員免許と同等に並べて利用できるように促進していくことができるかということ、それはすぐには難しいんじゃないかと、現実問題としてそう思います。ただ、準備はできるだけやっつけていけるようにしておけば良いと思います。一気に全部変えていくという話にはなかなかかなりにくいんじゃないかと思えます。それから今、教員養成のあり方そのものも非常に大きな課題になっていますし、大学のあり方そのものも中期的には非常に大きな変革を国としては迫られています。学校の教育制度というのは、非常に大きな変革に直面していると思っています。特別免許というのは、そうした今後の転換のステップの1つぐらいに考えておかないと、もっと大きな変革が次々に起こりつつあると思えますし、また国立の大学からそういう面で非常に厳しく直面しているという状況がありますので、全体像として考えていく必要があるのかなと思えます。

【平井委員】 柔軟性を持った対応をしていかないと、目の前にいる教員不足は解消できないと思います。

【栗林委員】 その点はおっしゃるとおりだと思います。

【忍教務部長】 ご意見を踏まえまして制度を作っていきたいと思います。またご協議、ご助言を賜るような場面がいくつも出てくるとは思います、引き続きよろしく願いいたします。

【大竹委員】 この特別免許状を活用した教員選考というものの目的をはっきりしないと、絵に描いたけど結局は対象者がいないというようなことになってしまう。文科省は、社会人等の登用を促進するための免許のあり方ということになっていて、社会人も含めて学校に新しい風を吹き込んだらどうかというような観点で議論されている。それに対して大阪市の方は、教員のなり手不足というのに焦点を当てている。この特別免許状というのについてどのような位置付けにしていくのか。ある意味では教員の免許がなり手が少ないからその手だてとして入れていくというような制度設計にするのか。あるいは、多様な人材の採用ということにして入れていくのか。それによってこの資格の問題とか、選考の過程というのは変わってくるので、ぜひそこをしっかりと議論しないといけないと思います。

【異委員】 教員不足というのは本当に課題だと思っております。私もこの4月から本務校で教職課程の委員になったんですが、教職課程を受けている学生は意外に多く、でも、民間とか企業の方に就職するパターンが結構多くなっています。しっかり教職の知識とか学んだ学生がたくさんいるので、そういった学生にできるだけ魅力的な教員の仕事内容とか、そういったものをアピールするのも1つかなというふうに思います。私からは質問ですが、国の動きということなんですけれど、例えば他都市でこういった動きをすでにされていて、実際どれぐらいの人数が採用されているかといった、モデル的な事例はあるのでしょうか。

【中野下教職員人事担当課長】 ほとんどの自治体であまりやってないのですが、我々が調べましたところ、京都市はこういう仕組みで年間1人か2人ぐらい採用しているとのこと。

【異委員】 そうですね。京都市がされているということなのですが、一生懸命こうやって制度を作っても年間1人ぐらいのレベルだと、もうちょっとやっぱり内容も考えていて精査しないといけないのかなというふうに思います。これは正規採用になるんですね。

【中野下教職員人事担当課長】 左様でございます。

【異委員】 それで、小学校はクラス担任のことがあり、担任は不可ということで、例

えば中学校ではクラスの担任は可能ということなのではないでしょうか。

【中野下教職員人事担当課長】 はい、そうです。

【異委員】 そうですよ。教職課程というのは学生も他の人より1.5倍から2倍ぐらいの科目を履修して学んでいるのですが、クラス運営であったり、例えば教育心理学であったり社会学であったりというのを、そこはもう免除されているということなので、知識だけであれば塾の先生でもいいと思うんですけど、やっぱり学校なので子どもに寄り添ってクラス運営とか、全体的に包括できるような人材を求められるような仕組みにしていきたいです。

【森末委員】 令和3年5月11日に文科省の指針が改定されたとのことですが、かなり厳しい要件が付されているため、その趣旨はやっぱりどっちなのかなと思います。小学校で2.7倍、過去最低となると書いてあって、増やしましょうというのが趣旨なのか、そうではなくて、もっと多様な人材を入れて新しい風を吹き込みましょうというのか、その両方かもしれないですけど、どちらが主だというふうに考えておられますか。

【中野下教職員人事担当課長】 両方言われておりまして、元々の制度設計とその5月の時には、確かに多様な人材をとというようなこととお話していただきましたが、つい先日、文科省から通知が来まして、いわゆる教師不足に対応するため、できるだけ都道府県に教員免許状、特別免許状の積極的な活用をとということで、教師不足に対応するための制度として活用するという話も出てきております。

【森末委員】 本当に国の方が教職免許持っている人以外で、この特別免許状で人を増やしたいということなら、国の方の指針をもっと緩くしてもらわないといけないと思います。本当に文科省がこういうふうに入材をとるか、教員のなり手を増やしたいのであればここから変えてもらわないといけないと思います。

【平井委員】 小学校の教科担任制はどうなるのでしょうか。小学校で英語が教科化されていますから、それをどうするか。新学習指導要領になり、探究学習も加わっています。高校へ進学すれば教科横断はより一層加速します。社会のリアルな問題に対する最適解を求める探究指導となると、教材研究や準備もかなりの時間を要すると考えられますから産官学協働で社会人の力も一部借りる必要があると思います。

【多田教育長】 本日は本当に色々なご意見をいただきました。最終的には本市の各学校で教壇に立つていただく先生として採用するということになります。そういう意味では制度の成り立ちでありますとか、あるいは教員の採用が実際に科目によっては非常に厳し

い状況に大阪市も全国的にもあるというような状況もございますので、いただいたご意見につきまして、ポイントを整理して、必要に応じてまた先生方のご意見を聞く場も作って、そういったプロセスを何回も経て制度を作り込んでいくよう進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたしますと思います。

議案第55号「令和5年度校長公募について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

今年度の変更点として、高等学校を令和4年4月に大阪府に移管したため、高等学校長の募集にかかる記載を削除している。募集校種、募集予定人数は、例年どおり退職者数などを想定して記載している。その他、応募資格や選考方法など、昨年度から変更したところはない。求める人物像の中で、新たに策定をされた本市教育振興基本計画において、最重要目標が3つとされたことを踏まえたかたちに修正している。受付期間は令和4年5月18日から6月17日までとする。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 3ページに、任期付き校長を2回連続で任用されている場合は応募できませんとなっています。更新して5年が1つの単位ですね。

【忍教務部長】 はい。

【森末委員】 ②では35歳以上ということなので、若い人が来る可能性もないわけではないですが、その時に10年だけで任期付き校長は終わりだとなったら二の足踏む人もいるかもしれないと思います。

区長などは行政権限が大きくて、あまり長い間在任していたらどうなのかという話があるかもしれませんが、校長についてはそういうことはないかなと思います。だから区長とか大阪市の一般の公募が2期連続10年だとしても、校長については変える余地が十分あるのではないかなと考えます。その大阪市の基準は条例等で定めがあるのでしょうか。

【中野下教職員人事担当課長】 任期付職員法で最大5年という規定になっているかと思えます。5年が何回も続きますと、結局、法の趣旨からすると、ずっと続くようなことになるので1回だけということにしています。

【森末委員】 任期付職員法では2回と決まっているのでしたでしょうか。

【中野下教職員人事担当課長】 2回までとは決まっておられません。

【森末委員】 ということは大阪市独自で更新について定めていると。

【中野下教職員人事担当課長】 そうです。

【森末委員】 大阪市独自で決めたのですね。そうすると、校長についてはそんな規制が必要なかどうかとちょっと考えた方がいいのかなと。一度そういう観点で考えていただきたいと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第56号「職員の人事について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

放出小学校教頭の休職に伴い、その後任人事として、佃西小学校の首席、松本哲也を充てる。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 多田教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

---

教育委員会委員

---